

(証券コード 7224)
2025年6月24日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号

新明和工業株式会社

取締役社長 五十川 龍之

第101期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第101期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記内容について報告いたしました。
2. 会計監査人及び監査役会の第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記監査結果について報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、当事業年度の期末配当金は1株につき27円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決され、当社定款第2条（目的）の一部を変更すること、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することに伴い監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定を新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うこと並びに現行定款第23条（相談役および顧問）を削除することと決定いたしました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、五十川龍之、久米俊樹、桐原敬士、長井聖子、梅原俊志及び浅見彰子の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、長井聖子、梅原俊志及び浅見彰子の各氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、西田幸司、杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏は、監査等委員である社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬（月額報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬））の総額を年額520百万円以内（うち社外取締役については月額報酬（固定報酬）のみ年額120百万円以内とし、賞与（業績連動報酬）の支給は行わないものとする。また、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含まないものとする。）とすることと決定いたしました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の総額を年額120百万円以内（ただし、月額報酬（固定報酬）のみとし、賞与（業績連動報酬）の支給は行わないものとする。）とすることと決定いたしました。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

本件は原案どおり承認可決され、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」の承認に基づく報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための金銭報酬債権を支給することと決定いたしました。

本議案に基づき譲渡制限付株式を取得するために対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとする。）であり、また当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年75,000株以内であります。

なお、各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分につきましては、あらかじめ社外取締役のみで構成される「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、役位別に世間水準等を参照して水準を審議した上で、同委員会からの答申内容を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

本件は原案どおり承認可決され、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件」の承認に基づく報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し在任期間や業績目標達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、対象取締役に對し当社の普通株式を交付するための金銭債権を支給することと決定いたしました。

本制度により対象取締役に対して支給される金銭債権の総額は年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）であり、また当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年600,000株以内であります。

なお、当該金銭債権は、取締役会であらかじめ定める業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。当初の業績評価期間は当社が2024年5月7日付で公表した中期経営計画に対応した2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度を予定しており、当初の業績評価期間終了後も原則としてこれに続く4事業年度を業績評価期間とする。）の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定して定めております。そして、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、実質的には、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の額は一事業年度あたり100百万円以内に、また当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社の普通株式の数は一事業年度あたり150,000株以内に、それぞれ相当すると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、業績評価期間の経過後に、あらかじめ社外取締役のみで構成される「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、業績目標達成度により役位別に水準を審議した上で、同委員会からの答申内容を踏まえ、別途取締役会で決定することといたします。

以 上